
国 崎 ク リ ー ン セ ン タ ー
基 幹 的 設 備 改 良 事 業 及 び
包 括 管 理 運 営 業 務
実 施 方 針

令和6年11月

猪名川上流広域ごみ処理施設組合

国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務
実施方針
目 次

はじめに.....	1
用語の定義.....	2
第1章 特定事業の選定に関する事項.....	4
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項.....	9
第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	16
第4章 公共施設等の立地並びに規模に関する事項.....	17
第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	18
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	19
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	20
第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	21
別紙1 本業務の事業スキーム（例）.....	22
別紙2 リスク分担表.....	24

はじめに

「国崎クリーンセンター基幹的設備改廃事業及び包括管理運營業務」（以下「本業務」という。）は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合（以下「本組合」という。）の国崎クリーンセンター（以下「本施設」という。）に関し、基幹的設備改廃事業を実施し、その性能を発揮させ、安全性を確保しつつ、効率的な包括管理運営を実施することを目的とするものである。

本実施方針は、民間資金及び民間のノウハウを活用した公共サービスの提供を目的として民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律 第 117 号、以下、「PFI 法」という。）に基づき、特定事業の選定及び当該事業を実施する民間事業者（PFI 事業者）の選定を行うに当たり、本組合が本業務に関する基本的な方針を定めたものである。

用語の定義

No.	用語	定義
1	本業務	国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務をいう。
2	本組合	猪名川上流広域ごみ処理施設組合をいう。
3	構成市	兵庫県川西市，猪名川町，大阪府豊能町，能勢町の1市3町をいう。
4	本施設	本業務の対象施設である焼却施設棟，リサイクルプラザ棟，付帯施設（本施設敷地内の山林，焼却施設棟，リサイクルプラザ棟を除いたすべての施設整備を含む）を総称して又は個別にいう。
5	基幹的設備改良事業	本業務のうち，本施設の基幹的設備改良工事に係る業務をいう。
6	包括管理運営業務	本業務のうち，本施設の包括管理運営に係る業務をいう。
7	焼却施設	主に，可燃ごみ，リサイクルプラザからの可燃性残さ等を焼却処理する施設をいう。
8	焼却施設棟	焼却施設を内包する建築物をいう。
9	リサイクルプラザ	可燃性粗大ごみと不燃粗大ごみを破碎・選別し，鉄やアルミ類を回収するとともに，破碎残さを可燃性のものと不燃性のものに分ける設備，及び缶類，ペットボトル，プラスチック製容器包装，製品プラスチック等を処理し資源化する設備を備えた施設をいう。
10	リサイクルプラザ棟	リサイクルプラザを内包する建築物をいう。
11	計量棟	本施設を構成する付帯施設のうち，計量設備や計量検収を行う事務所を内包する建築物をいう。
12	RO方式	PFI手法の1つであり，RO（Rehabilitate-Operate）方式。既存の公共施設等の所有権を公共が保有したまま，民間事業者が，施設を改修し，改修後の運営・維持管理等を行う方式をいう。
13	入札参加者	本業務の入札に参加する単独または複数の企業をいう。
14	建設事業者	本業務において，基幹的改良事業を担当する者で，単独企業または共同企業体をいう。
15	包括管理運営事業者	本業務において，包括管理運営業務を実施するもので，単独または複数の企業をいう。
16	構成員	入札参加者を構成する企業をいう。
17	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
18	事業期間	基幹的改良事業及び包括管理運営期間から構成される約16年間をいう。
19	民間事業者	建設事業者，包括管理運営事業者を総称してまたは個別にいう。
20	処理対象物	本組合が取り扱う搬入物（ごみ）を総称していう。リサイクルプラザ棟での破碎・選別処理で発生し，焼却施設で処理する可燃性残さも含まれる。
21	処理不適物	本施設での焼却処理及び破碎・選別処理に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
22	基本協定	本業務開始のための基本的事項に係る本組合と落札者の間で締結される「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 基本協定書」に基づく協定をいう。
23	事業契約	本組合と事業者が締結する国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務契約書に基づく契約をいう。

No.	用 語	定 義
24	事業者	本業務を実施する企業及び企業グループ及び落札者を総称して又は個別にいう。
25	入札参加者	本業務の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
26	入札説明書	入札公告時に公表する「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 入札説明書」をいう。
27	入札説明書等	本組合が本業務の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書，要求水準書，落札者決定基準，様式集，リスク管理方針書，基本協定書（案），事業契約書（案），その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
28	本実施方針	「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 実施方針」をいう。
29	要求水準書	入札公告時に公表する「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 要求水準書」をいう。
30	様式集	入札公告時に公表する「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 様式集」をいう。
31	落札者	入札参加者の中から本業務を実施する者として選定された入札参加者であり，本業務を実施する者をいう。
32	落札者決定基準	入札公告時に公表する「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 落札者決定基準」をいう。

第1章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

管理者 越田謙治郎

(4) 事業の目的

本施設は、平成21年3月に竣工し、稼働から約15年を経過しており、施設の老朽化が進んでいる。こうした状況から、令和元年に施設診断を実施し、令和10年頃に大規模な基幹改良工事を行うことにより40年間（令和30年まで）施設稼働が可能であることを確認した。したがって、今後、本施設を継続して利用するためには、劣化している設備機器の更新や設備劣化部分の改修工事を行う必要がある。

本業務は、「国崎クリーンセンター第3期焼却施設等維持管理運営業務」の業務終了（令和8年3月31日）を見据えて、令和7年から行う基幹的設備改良事業と同時に包括管理運営業務を委託するもので、効率的・効果的に実施することを目的として、PFI方式により実施するものである。

(5) 事業方式

本業務は、起債活用型RO（Rehabilitate-Operate）方式により実施する。

選定された民間事業者は、本組合と事業契約を締結し、本施設の基幹的設備改良事業と包括管理運営業務を行う。

なお、本施設の基幹的設備改良事業に係る資金調達は、事業者が行うこととするが、二酸化炭素排出抑制対策事業費等の補助金及び地方債を活用する計画である。

(6) 事業内容

ア 事業の詳細

(a) 基幹的設備改良事業

- ① 工事内容：本施設に係る基幹的設備の改修
- ② 工事期間：事業契約締結日から令和12年2月28日
- ③ 本施設の引渡し：令和12年2月28日

(b) 包括管理運営業務

- ① 委託内容：本施設の運転、点検管理、修繕・更新工事、用役管理等
- ② 包括管理運営期間：令和8年4月1日から令和23年3月31日

イ 事業期間

本業務の事業期間は、事業契約締結日から令和23年3月31日までとする。

ウ 事業期間終了時の措置

事業者の業務は、事業期間の終了をもって終了する。

なお、民間事業者は、事業契約期間満了後に本組合が本施設について継続的に包括管理運営業務を行うことができるよう、事業契約期間満了日の約3年前から各施設の包括管理運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本組合に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約において示す。）

エ 民間事業者の業務範囲

本業務の対象業務は次のとおりとする。詳細は、要求水準書（案）を参照のこと。

(a) 基幹的設備改良事業

① 設計業務

プラント設備工事, 建築工事, 建築設備工事及びその他関連工事の設計を行う。

② 施工業務

プラント設備工事, 建築工事, 建築設備工事及びその他関連工事を行う。

また、施工監理, 試運転, 引渡性能試験を行い、本施設を本組合に引き渡す。

(b) 包括管理運営業務

① 受付管理業務

- 1) 受付管理
- 2) 搬入車両への案内・指示
- 3) 料金徴収

② 運転管理業務

- 1) 適正処理
- 2) 適正運転
- 3) 搬入搬出管理
- 4) 搬出物の保管及び積込
- 5) 搬入物及び搬出物の性状分析
- 6) 運転計画の作成
- 7) 運転管理マニュアルの作成
- 8) 運転管理記録の作成
- 9) 売電及び買電の事務手続き

③ 維持管理業務

- 1) 備品・予備品・消耗品・用役の調達, 管理
- 2) 点検・検査計画の作成, 実施
- 3) 補修（修繕）計画の作成, 補修・更新の実施
- 4) 機器更新, 改良保全の実施
- 5) 施設・敷地の適切な維持保全
- 6) 建築物, 建築設備, 外構等の保守管理

④ 環境管理業務

- 1) 環境管理
- 2) 環境保全

⑤ 有効利用業務

⑥ 情報管理業務

- 1) 運転管理, 調達結果, 点検・検査, 補修・更新等, 環境保全, 作業環境保全, 有効利用, 施設情報等の報告
- 2) 本施設の運営状況に関する情報の公表

- ⑦ 関連業務
 - 1) 清掃
 - 2) 防火・防災管理
 - 3) 見学者対応
 - 4) 住民対応
 - 5) 環境保全委員会等の対応
 - 6) 洗車機のコイン回収等の対応
 - 7) 植栽管理

オ 本組合の業務範囲

本組合の業務範囲の概要は次のとおりである。詳細は、要求水準書（案）を参照のこと。

- (a) 基幹的設備改良事業に係るサービス対価の支払い

基幹的設備改良事業にかかる対価のうち、当該事業に係る特定財源（補助金・基金・地方債）については、基本的に出来高に応じて年度毎に事業者を支払うものとし、その他の建設費相当分については、サービス対価として、運営期間にわたって、割賦方式により事業者を支払う。また、運営期間においては、年度ごとに運営費を支払う。
- (b) 包括管理運営業務に係るサービス対価の支払い

包括管理運営業務に係る費用については、サービス対価として運営期間にわたり事業者を支払う。
- (c) 住民対応・説明

本施設の工事期間及び包括管理運営委託期間における周辺住民からの意見や苦情への対応や説明を事業者と連携して行う。
- (d) 本組合に必要な行政手続

本業務を実施する上で必要な、交付金等の申請・各種許認可手続き等、各種行政手続を行う。
- (e) その他、これらを実施する上で必要な業務

カ 民間事業者の収入

- (a) 本組合から支払われる対価

本組合は、本業務において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービス対価を、本施設の引渡し後、事業期間終了時まで支払う。サービス対価は、基幹的設備改良事業のサービス対価と包括管理運営業務のサービス対価から構成される。なお、サービス対価は物価変動に基づき、必要に応じて見直しを行う。

 - ① 基幹的設備改良事業に係る対価
 - ② 包括管理運営業務に係るサービス対価（固定費）
 - ③ 包括管理運営業務に係るサービス対価（変動費）

キ 事業の実施スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|------------|
| (a) 実施方針の公表 | 令和6年11月26日 |
| (b) 特定事業の選定の公表 | 令和7年2月上旬 |
| (c) 入札公告 | 令和7年3月上旬 |
| (d) 提案書提出 | 令和7年6月上旬 |
| (e) 落札者の決定 | 令和7年8月中旬 |
| (f) 仮事業契約の締結 | 令和7年11月上旬 |
| (g) 事業契約の締結 | 令和7年11月下旬 |
| (h) 包括管理運営業務開始 | 令和8年4月1日 |

(i) 本施設の竣工及び引渡し 令和12年2月28日

(j) 事業契約終了 令和23年3月31日

ク 地元企業の活用等

(a) 地元企業の活用

民間事業者は、工事や資機材等の調達、納品等において、積極的に地元企業を活用すること。下請人等を選定する際においても同様とする。なお、地元企業とは、構成市町内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）又は本社を有する企業を指す。

(b) 地元雇用

民間事業者は、地元雇用に努めること。なお、地元とは、構成市町内を指す。

ケ 遵守すべき法制度等

事業者は、本業務の実施に当たり関連法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という）、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

表 関係法令等

<ul style="list-style-type: none">・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律・ 廃棄物の処理および清掃に関する法律・ ダイオキシソ類対策特別措置法・ 環境基本法・ 大気汚染防止法・ 水質汚濁防止法・ 騒音規制法・ 振動規制法・ 悪臭防止法・ 電気事業法・ 有線電気通信法・ 電気通信法・ 電気用品安全法・ 公衆電気通信法・ 高圧ガス取締法・ 危険物取締法・ 計量法・ 建築基準法・ 消防法・ 都市計画法・ 森林法（林地開発，伐採届）・ 水道法・ ガス事業法・ 電波法・ 労働基準法・ 労働安全衛生法・ 作業環境測定法・ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）・ 国等による環境物品等の調達の促進に関する法律（グリーン購入法）・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）・ 製造物責任法（PL法）	<ul style="list-style-type: none">・ 毒物および劇物取締法・ 土壤汚染対策法・ 事務所衛生基準規則・ 公共建築工事標準仕様書 機械設備編（国土交通省大臣官房長官官繕部監修）・ 公共建築工事標準図 機械設備編（国土交通省大臣官房長官官繕部監修）・ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房長官官繕部監修）・ 公共建築工事標準仕様書 電気設備編（国土交通省大臣官房長官官繕部監修）・ 公共建築工事標準図 電気設備編（国土交通省大臣官房長官官繕部監修）・ 電気設備工事監理指針・ 日本建築規格および鋼構造計算基準・ 鉄筋コンクリート構造計算基準・ 基礎構造計算基準・ 土木工事施工監理基準・ 建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）・ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編（国土交通省住宅局建築指導課監修）・ 公共建築工事標準図 建築工事編（国土交通省住宅局建築指導課監修）・ 建築工事監理指針（国土交通省住宅局建築指導課監修）・ 建築構造設計基準および同解説（国土交通省住宅局建築指導課監修）・ 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシソ類ばく露防止対策要綱・ ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版・ ごみ処理に係るダイオキシソ類発生防止等ガイドライン・ 電力系統連係技術要件ガイドライン 2003・ （旧）労働省通達「ごみ焼却施設におけるダイオキシソ
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業環境測定法 ・ 循環型社会形成推進基本法 ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律 ・ 日本産業規格 (JIS) ・ 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC) ・ 日本電機工業会規格 (JEM) ・ 日本電線工業会規格 (JCS) ・ 日本電気学協会内線規程 ・ 電気保安法による設備基準 ・ 電気設備技術基準・内線規程 ・ 電力工事規程 ・ 分散型電源系統連系技術指針 ・ 工場電気設備防爆指針 ・ 日本照明器具工学会規格 ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律 ・ クレーン等安全規則およびクレーン構造規格 ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 	<p>ン類対策について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート標準示方書 (土木学会) ・ アスファルト舗装要綱 (日本道路協会) ・ 発電用火力設備に関する技術基準 ・ 特定フロンの排出抑制・使用合理化指針 ・ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例 ・ 兵庫県福祉のまちづくり条例 ・ 川西市都市景観形成条例 ・ 川西市環境保全条例 ・ 川西市下水道条例 ・ 川西市水道事業給水条例 ・ 川西市火災予防条例 ・ 組合関係条例 ・ その他適応する関連法令, 規則, 規格, 基準等
---	---

2 特定事業の選定に関する事項

(1) 選定事業の選定の基本的考え方

本組合は、本業務をPFI手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本組合の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービス水準の向上が期待できる場合に、本業務をPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定の手順

本組合の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収等を適切に調整したうえで、将来の費用と見込まれる財政負担額の総額を算出の上、これを、現在価値に換算することにより評価を行う。

本組合が提供を受けるサービスの水準については、可能な限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本業務を特定事業として選定した場合は、その結果を、評価の内容と併せて、本組合のホームページにおいて速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業の選定としての選定を行わないことにした場合にも、同様に公表する。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本業務では、本業務への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

時 期	内 容
令和6年11月26日（火）	実施方針等の公表
令和6年11月26日（火） ～12月6日（金）	実施方針等に関する質問・意見の受付
令和6年12月20日（金）	実施方針等に関する質問・意見の回答
令和7年2月上旬	特定事業の選定・公表
令和7年3月上旬	入札公告
令和7年3月上旬	入札説明書等（入札説明書，要求水準書，落札者決定基準，様式集，基本協定書（案），事業契約書（案），リスク管理方針書（案））の公表
令和7年3月下旬	入札説明書等に関する質問受付
令和7年4月上旬	入札説明書等に関する質問回答
令和7年4月中旬	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
令和7年4月下旬	資格審査結果の通知
令和7年4月下旬	資格審査結果に関する説明要求の受付，回答
令和7年6月上旬	入札提案書類の受付期間
令和7年8月上旬	入札提案書類に関するヒアリング，審査
令和7年8月中旬	審査結果通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
令和7年10月上旬	基本協定の締結
令和7年11月上旬	仮事業契約の締結
令和7年11月下旬	事業契約の締結（組合議会の議決）

(2) 入札手続等

ア 実施方針等に対する質問・意見の受付

実施方針等に記載された内容について質問回答を行う。

(a) 受付期間

令和6年11月26日（火）～12月6日（金）午後5時まで

(b) 提出方法

① 提出先

「第8章5 実施方針等に関する問合せ先」を参照すること。

② 提出方法

「実施方針等に対する質問・意見書（様式第1号）」に内容を簡潔にまとめて記載し，電

子メールにより提出すること。なお、質問・意見書のデータはMS-Excel形式で作成すること。なお、提出のあった質問意見のうち必要と判断した場合には質問意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(c) 回答方法

実施方針に関する質問への回答は、令和6年12月20日（金）に本組合のホームページにて公表予定とする。

イ 特定事業の選定・公表

本組合は、実施方針等の公表後、特定事業の選定を行った場合は、令和7年2月上旬に、本組合ホームページにおいて公表する予定である。

ウ 入札公告及び入札説明書等の公表

本組合は、本業務を特定事業として選定した場合、実施方針等に対する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、令和7年3月上旬に事業者の募集を開始する予定である。また、同日、入札説明書等を本組合ホームページにおいて公表する。

エ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に関する質問の受付期間は、入札説明書等公表の日から令和7年3月下旬までを予定する。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等に示す。

オ 参加資格申請書類の受付、審査結果の通知

本業務の入札参加者への一般競争入札参加資格確認申請書類の提出を令和7年4月中旬に求める。なお、資格審査の結果は令和7年4月下旬に入札参加者に通知する。受付に必要な書類は、入札説明書等に示す。

カ 入札提案書類（入札書及び技術提案書）の受付

本業務に関する入札書及び技術提案書（以下入札書と技術提案書を総称して「入札提案書類」という。）を令和7年6月上旬に受け付ける。入札提案書類の審査に当たり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出に必要な書類等の詳細は、入札説明書等に示す。

キ 落札者の決定・公表

入札提案書類については、国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務に係るPFI事業者選定委員会（以下「PFI事業者選定委員会」という。）において総合的に評価を行い、最優秀提案者を選定する。本組合は、PFI事業者選定委員会の評価結果を踏まえ、落札者を決定し、入札参加者に令和7年8月中旬に通知するとともに、本組合のホームページにおいて公表する。

(3) 本業務の実施に関する協定等

本組合は、PFI法に定める手続に従い本業務を実施するため、次に示す協定等を締結する。なお、詳細については、入札公告時に示す。

ア 基本協定

本組合は、落札者決定後、本業務の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

イ 事業契約

本組合は、基本協定の定めるところにより、民間事業者と本業務を実施するために必要な一切の事項を定めた仮事業契約（事業契約書、要求水準書及び民間事業者が提案した事業内容をその内容として含む。）を締結し、猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会の議決を経た後に、事業契約を締結する。

3 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成

(a) 入札参加者は、第1章1(6)に掲げる業務を実施することを予定する企業又は、複数の企業によって構成されるグループ（以下「入札参加者」という。）であること。

イ 構成員及び代表企業の選定

(a) 入札参加者を構成する企業は、入札参加資格審査の申請時に、その構成員の中から代表企業を定め、代表企業が入札参加資格審査の申請及び入札手続きを行うこと。

(b) 入札参加者の構成員の企業数の上限は任意とするが、構成員は本業務の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。

(c) 入札参加者は、「第2章3(2)イ 本施設のプラント設備の基幹的設備改良事業を行う者の要件 (a)焼却施設」の全ての要件を満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。また、基幹的設備改良事業を請け負うにあたり、建設JVを構成する場合は、代表企業が建設JVの代表者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続等を行うものとする。

(d) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。

ウ 特別目的会社の設立

本業務の実施のみを目的とする特別目的会社の設立は任意とする。

特別目的会社を設立する場合は、構成員は特別目的会社への出資を行うものとし、代表企業は最大の出資者（出資比率50%以上）となるものとする。

特別目的会社への出資を行わず、本業務の一部を請負又は受託することを予定している者は協力企業とし、入札参加資格審査の申請時にその立場を明らかにすること。

エ 複数提案の禁止

(a) 参加グループの構成員と資本面人事面において関係のあるものは、他の参加グループの構成員になることができない。

(b) 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員となることは認めない。なお、本規定は、参加表明書提出以降、本組合がやむを得ない事情と認めた場合及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成員も適用する。

(c) 入札参加者の構成員のいずれかと、財務諸表などの用語様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、本業務の各業務を行う者として、以下のア、イ及びエの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、1者で複数の項の要件を満たす者は、当該1者のみで複数の項の業務にあたることを可とする。

ア 本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件

本施設の建築物の基幹的設備改良工事に係る設計・施工を行う者は、以下の要件をすべて満たす構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- (a) 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 建設業法第3条の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (c) 構成市町の競争入札参加有資格者名簿に登録された者であること。
- (d) 最新の経営事項総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が1,100点以上であること。
- (e) 地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設（平成27年4月以降に竣工した施設に限る。）で全連続焼却式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の実績を有すること（プラントメーカーから直接請負（一次下請け）の実績を含む）。

イ 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

(a) 焼却施設

焼却施設のプラント設備の基幹的設備改良事業に係る設計・施工を行う者は、以下の要件をすべて満たす構成員とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、代表企業が次の要件をすべて満たすものとする。

- ① 建設業法第3条1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事の総合評定値が1,100点以上であること。
- ③ 地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設のプラント施設に係る基幹的設備改良事業の実績を元請として2件以上有すること。
- ④ 元請実績は、平成27年4月1日以降に完了した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続焼却式焼却施設）の基幹的設備改良工事のうち以下の条件を満たす施設であること。
 - 1) 処理能力：200t/日以上かつ複数炉構成
 - 2) 処理方式：ストーカ式焼却炉
- ⑤ 構成市町の競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(b) リサイクルプラザ

リサイクルプラザのプラント設備の基幹的設備改良工事を行う者は、以下の要件をすべて満たす構成員とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は以下の要件をすべて満たすものとする。

- ① 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 最新の経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」の総合評価値が1,100点以上であること。
- ③ 地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設のプラント施設に係る基幹的設備改良工事の元請実績を1件以上有すること。
 - 1) 実績は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良工事のうち、一般廃棄物を対象とした破碎設備（高速回転式破碎機及び低速回転式破碎機、磁力選別設備及びアルミ選別設備を有する施設）であること。なお、実績は、元請実績に加え、プラントメーカーから直接請負（一次下請け）の実績を含むものとする。
- ④ 構成市町の競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

ウ 本施設の包括管理運営業務を行う者の要件

(a) 焼却施設の包括管理維持管理業務を行う者の要件

ごみ焼却施設の包括管理運営業務を行う者は、少なくとも1者は次の要件を全て満たす構成員とすること。

- ① 構成市町の競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- ② ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（処理方式はストーカ式、施設規模は200t/日以上かつ複数炉構成とする。）において、5年以上の運転管理業務の受託実績を元請で2件以上有すること。なお、「リサイクルプラザの包括管理運営業務を行う者の要件」をすべて満たす場合は、焼却施設とリサイクルプラザの包括管理運営業務の兼務を可とする。
- ③ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物処理施設の現場総括責任者として経験を有する技術者を本業務の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として配置できること。

(b) リサイクルプラザの包括管理運営業務を行う者

リサイクルプラザの包括管理運営業務を行う者は、少なくとも1者は次の要件をすべて満たす構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 構成市町の競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- ② 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、破砕機を備え可燃性粗大ごみと不燃粗大ごみを破砕・選別するリサイクル施設の5年以上の運転管理業務実績を元請（入札参加者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として有すること。なお、「焼却施設の包括管理運営業務を行う者の要件」をすべて満たす場合は、リサイクル施設との兼務を可とする。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 構成市町の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者。
- ウ 構成市町の競争入札参加停止等措置要領の規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- ク 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年7月施行。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者。
 - (a) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - (b) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実

質的に関与していると認められる者。

(c) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

(d) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

(e) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

ケ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。

コ 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。

サ 国税又は地方税を滞納している者。

シ 次の (a) から (c) に掲げる社会保険料の加入届出を行っていない者。（当該届出の義務がない者を除く。

(a) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 条）第 48 条の規定による届出。

(b) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律 115 号）第 27 条の規定による届出。

(c) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出。

ス 本組合が本業務に係るアドバイザー業務を委託している者及びその者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、受託者が会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号で定める子会社である関係のもの及び受託者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 5 項で定める関連会社の関係であるものを指す。本業務に関し、本組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

(a) 株式会社エイト日本技術開発

(b) 豊原総合法律事務所

セ 本組合が本業務のために設置する PFI 事業者選定委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。なお、入札公告日以降に、本業務について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

(4) 参加資格の確認

ア 参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して 3 か月前までとする。

イ 参加資格確認基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成員が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成員に代わって参加資格を有する構成員を補充し、本組合が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成員の参加資格に係る参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格要件を欠いた日とする。

ウ 入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成員が参加資格要件を欠いた場合、本組合は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格要件を欠いた場合で、本組合がやむを得ない事情であると判断したときは、本組合と協議の上、構成員の変更が必要な場合、変更を認め、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外しないことができる。

エ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員が参加資格要件を欠いた場合、本組合は、落札者と事業契約を締結しないことができる。この場合において、本組合は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

オ 本実施方針公表以降、本業務の落札者決定までの間に、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、PFI 事業者選定委員会の委員及び当該委員が所属する法人に本業務に関する問い合わせなどの接触を行い、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするような働きかけ等を行った場合は、入札参加資格を失うものとする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) PFI 事業者選定委員会の設置

入札提案書類の審査にあたっては、学識経験者等で構成する委員会を設置する。

なお、PFI 事業者選定委員会は、以下8名の委員で構成される。

◎ 荒井 喜久雄	前全国都市清掃会議技術指導部長
○ 日下部 武敏	大阪工業大学環境工学科 環境保全委員
竹田 享司	一般社団法人環境事業協会 技術協力担当課長
濱 和哲	共栄法律事務所 弁護士、税理士
宇野 功哉	川西市 美化衛生部副部長
大嶋 武	猪名川町 地域振興部長
坂田 朗夫	豊能町 都市建設部長
馬瀬 師彦	能勢町 産業建設部長

※◎：委員長、○：副委員長

(2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として選定する。また、本組合は、PFI 事業者選定委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は、入札公告時に公表する。

(3) 結果の公表

本組合は、PFI 事業者選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を速やかに公表する。

(4) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。なお、公表、展示、その他本組合がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合且つ入札参加者の承諾がある場合に限り、本組合は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本業務の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却をする。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、運転・維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本業務における責任分担の基本的考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本組合が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本組合と事業者との責任分担は、原則として別紙2に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書等で明示し、最終的には、事業契約書で定める。

3 事業の実施状況のモニタリング

本組合は、事業者が実施する基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書等で明示し、最終的には、事業契約書で定める。

また、モニタリングの結果、事業者の提供する基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務に係るサービスが事業契約に定める水準に達していないと判断される場合には、本組合はサービス対価の減額等を行うとともに事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

第4章 公共施設等の立地並びに規模に関する事項

1 公共施設等の立地に関する事項

- (1) 所在地 兵庫県川西市国崎字小路 13 番地内
- (2) 敷地面積 約 33.4ha
- (3) 土地利用規制
- ア 区域区分 調整区域
 - イ 防火地域 指定なし
 - ウ 高度地区 指定なし
 - エ 建蔽率 60%
 - オ 容積率 200%
 - カ 高さの制限 地盤面高から 35m 未満
煙突内筒高さ 59m 未満
 - キ 日影規制 平均地盤面からの高さ 4m
5m 4 時間
10m 2.5 時間
 - ク 緑化率 25%以上（屋上緑化含む）
 - ケ その他
 - ・「近畿圏保安区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地保全区域
 - ・「兵庫県立自然公園条例」に定める自然公園普通地域内及び「森林法」に基づき地域森林計画対象民有林
- * 上記以外の事項については、事業者の責任において関係機関等へ確認を行うこと。

2 現施設の規模及び概要

(1) 焼却施設

概 要	
処理方式	全連続ストーク式焼却炉
処理能力	235 t / 日 (117.5 t / 日 × 2 炉)
処理対象物	可燃ごみ, リサイクルプラザからの可燃性残さ等

(2) 灰溶融施設（令和 9 年 1 月以降運転停止予定）

概 要	
処理方式	表面溶融式灰溶融炉
処理能力	26 t / 日 × 2 炉（交互運転）
処理対象物	可燃ごみ, リサイクルプラザからの可燃性残さ等

(3) リサイクルプラザ

概 要	
処理方式	不燃粗大ごみ破碎処理 (29 t / 5 h) 可燃粗大ごみ破碎処理 (34 t / 5 h) 缶類処理 (6 t / 5 h) プラスチック製容器包装処理 (13 t / 5 h) ペットボトル処理 (2 t / 5 h)
処理能力	合計 84 t / 5 h

第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、本組合と事業者は、誠意をもって協議する。また、事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本業務において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、本組合は、事業契約を解除することができる。

(2) 事業者が倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は事業契約を解除することができる。

(3) 前(1)及び(2)により本組合が事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(2) 前(1)により事業者が事業契約を解除した場合、本組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、事業契約を解除することができる。

4 金融機関と本組合の協議（直接協定）

本組合は、本業務の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することがある。

5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本業務に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本業務に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他

本組合は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本組合は、本業務の実施に係る債務負担行為の設定に関する議案を令和7年2月の組合議会に、また、事業契約の締結に関する議案を令和7年11月に提出する予定である。

2 情報提供及び情報公開

本業務に係る情報提供は、適宜、組合のホームページ等を通じて行う。また、本業務に係る情報公開は、関連法令等に基づき行う。

3 本業務において使用する言語等

本業務において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

4 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

5 実施方針等に関する問合せ先

本実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

猪名川上流広域ごみ処理施設組合事務局（国崎クリーンセンター） 〒666-0103 兵庫県川西市国崎字小路13番地 TEL：072-739-7201 E-mail：ina-kouiki@asahi-net.email.ne.jp ホームページ：https://kunisakicc.jp/association
--

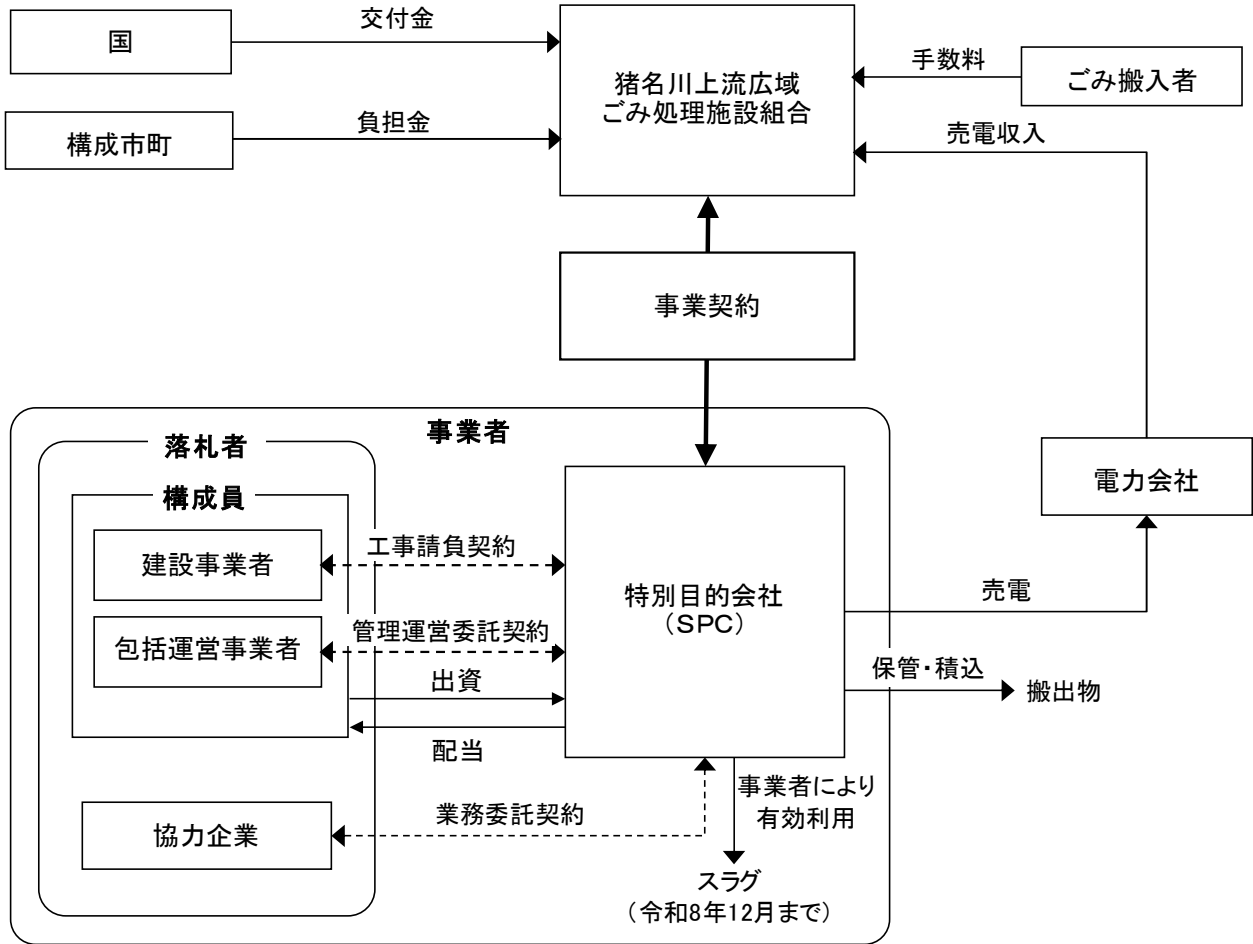
6 実施方針の変更

本組合は、事業者からの意見等を踏まえ、実施方針等に示す内容の変更を行うことがある。

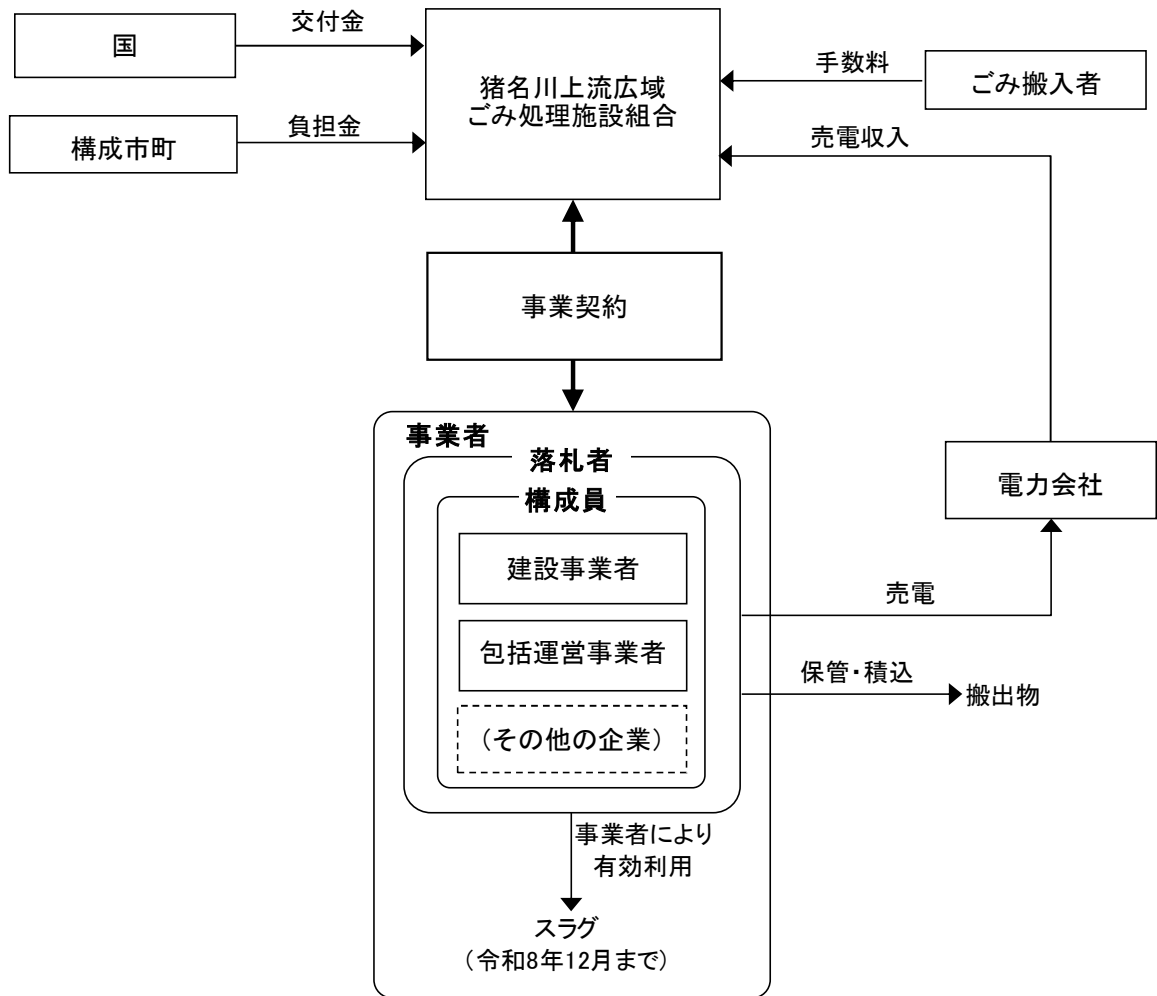
別紙1 本業務の事業スキーム（例）

※本図は例であり，本実施方針の条件等を踏まえた上で，事業者が提案する。

【SPC を設立する場合】



【SPC を設立しない場合】



別紙2 リスク分担表

本リスク分担表は、本業務における主なリスクの分担に対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に示すリスク管理方針書等に定めるとおりとし、最終的には、事業契約で定める。

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		本組合	事業者	
契約締結リスク	本組合の事由により事業契約が結べない、事業契約締結の遅延等	○		
	事業者の事由により事業契約が結べない、事業契約締結の遅延等		○	
	事業契約締結に係る議会の議決が得られず事業契約が結べない、事業契約締結の遅延等 ^{注1}	○	○	
政治リスク	本組合の指示（政策方針変更等）による事業範囲の縮小、拡大等	○		
住民対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民対応等	○		
	上記以外のもの		○	
第三者賠償リスク	本組合の責による場合	○		
	調査、施工、運営において第三者に及ぼす損害		○	
制度、法令等の変更リスク	本業務に直接関係する法令等の変更等	○		
	上記以外の法令の変更等		○	
税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○	
	上記以外の税制度の変更等	○		
許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○	
	上記以外の許認可の遅延に関するもの	○		
物価変動リスク	基幹改良工事に係るインフレ、デフレ ^{注2}	○	△	
	包括管理運營業務に係るインフレ、デフレ ^{注2}	○	△	
事故・施設破損の発生リスク	設計・施工、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	本組合の指示、本組合の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注3}	○	△	
施工段階	設計変更リスク	本組合の指示や提示条件の不備による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備によるサービス追加の増大、計画遅延に関するもの		○
	各種調査不備リスク	本組合が実施した測量、地質調査等に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査等に関するもの		○
工事着工遅延	本組合の指示や提示条件の不備によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		本組合	事業者	
施工段階	サービス対価の増大リスク	本組合の指示や提示条件の不備によるサービス対価の増大	○	
		上記以外の要因によるサービス対価の増大		○
	工事遅延リスク	本組合の指示や提示条件の不備による工事遅延, 未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延, 未完工による施設の供用開始の遅延		○
	性能リスク	要求水準の未達 (施工不良を含む)		○
包括管理運営段階	受入廃棄物の質の変動リスク	受入れ廃棄物の質に起因するサービス対価の上昇, 事故等 ^{注4}	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動によるサービス対価の上昇等 ^{注5}	○	△
	搬入管理 (搬入禁止物混入) リスク	ごみの搬入管理において, 事業者の責務を果たさなかったことによる損害の場合		○
		上記以外の要因によるもの	○	
	サービス対価の増大リスク	本組合の指示等によるサービス対価の増大	○	
		上記以外 (ただし, 不可抗力, 物価変動による場合は除く。) の要因によるサービス対価の増大		○
	性能リスク	要求水準の未達		○
事業終了時の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	

○主分担, △従分担

注 1) 事業契約の当事者双方が, 既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注 2) 物価変動については, 一定程度までの変動は事業者の負担であり, それ以上は本組合が負担する。

注 3) 不可抗力における 1 事業年度における費用負担については, 一定程度までは事業者が負担し, それ以上は本組合が負担する。

注 4) 受入廃棄物の質の変動については, 計画ごみ質の範囲内では, 合理的な理由がない限り, ごみ質の変動による包括管理運営業務に係るサービス対価等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には, 本組合, 事業者の協議による。

注 5) 受入廃棄物の量の変動については, 固定料金及び変動料金の 2 料金制を採用することにより対応する。